

随意契約内容の公表について

京都市上下水道局の随意契約のうち、次の契約を公表します。

1 対象契約

令和7年度下半期（令和7年10月～3月）契約分

- (1) 契約金額が250万円を超える工事請負に係る契約
- (2) 契約金額が250万円を超える測量・設計等の委託に係る契約
- (3) 契約金額が500万円以上の物品等の調達に係る契約（物件の購入、賃借、委託等）

2 公表する内容

- (1) 契約の件名
- (2) 担当所属名
- (3) 契約締結日
- (4) 履行期間
- (5) 契約の相手方の住所及び商号等
- (6) 契約金額（税込み）
- (7) 契約内容
- (8) 随意契約の理由
- (9) 根拠法令
- (10) 契約の相手方の選定理由

3 閲覧

契約会計課執務室内及びホームページにおいて閲覧に供します。

4 公表の時期

半期ごとに取りまとめて公表します。

5 公表の期間

公表の日の翌日から起算して1年が経過する日の属する年度の末日まで。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
情報漏えい防止システム用ソフトウェアの賃貸借及び保守管理（延長）
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和7年11月12日
- 4 履行期間
令和8年2月1日から令和9年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）
5,913,600円
- 7 契約内容
令和7年2月1日から令和8年1月31日までの期間で賃貸借契約をしている情報漏えい防止システム用ソフトウェアについて、引き続き12か月間の賃貸借契約を締結するものである。
- 8 随意契約の理由
既存契約の履行のみに使用するための情報漏えい防止システム用ソフトウェアのセットアップ作業や調達等の初期投資に要した経費は償却済であり、本件契約において、当該ソフトウェアを活用することが可能であるため、他の者と契約を締結する場合に比べて、著しく有利な価格で契約を締結できるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第7号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
災害用備蓄飲料水「京のかがやき 疏水物語」製造委託
- 2 担当所属名
上下水道局総務部総務課
- 3 契約締結日
令和7年12月24日
- 4 履行期間
令和7年12月25日から令和8年3月13日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中央区道修町2丁目2番6号
大円食品工業株式会社 経営企画室
- 6 契約金額（税込み）
15,467,452円
- 7 契約内容
疏水物語の製造及びそれに伴う水道水の輸送のほか、シュリンクラベル（アルミボトル缶に巻き付けるプラスチックシート）への必要事項の表示印刷、荷造り、保管及び運送の業務。
- 8 随意契約の理由
食品衛生法に基づいた加熱殺菌を行うことができる業者の中で、水道水を原材料に使用し、賞味期限が製造から10年間、かつ容器サイズ500mLのアルミボトル缶を採用したボトルドウォーターの製造を行うことができる業者が、国内では1者に限られていることから、随意契約を採用する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
子ども・子育て支援金に係る改修業務等委託
- 2 担当所属名
上下水道局総務部職員課
- 3 契約締結日
令和7年10月28日
- 4 履行期間
令和7年10月29日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
日本電気株式会社 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
32,589,700円
- 7 契約内容
本委託業務は、令和4年4月から稼働している人事給与・庶務事務システム（以下「本システム」という。）において、各種制度改正に伴い、必要な改修作業を業務委託するものである。
- 8 随意契約の理由
本委託業務を遂行するためには、本システムに係るプログラムを変更（オーバーライト（更新モジュール）の適用を含む。）する必要があるが、本システムは日本電気株式会社が独自に開発したパッケージソフトウェア「GPRIME人事給与・庶務事務システム」等に適正規模のカスタマイズを施して構築しており、当該ソフトウェアの開発及び同カスタマイズに当たっては同社独自の知識や技術（ノウハウ）等が用いられているため、その内部構造や環境設定等に関するノウハウ等を有しない同社以外の他者と契約した場合、障害発生時の復旧作業に長時間を要する等、給与計算、休暇申請等すべての人事給与業務等の運用に著しい支障を生じる恐れがあることから、本システムに係るノウハウを有する者に契約の相手方が特定される。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
バーコードの有効期限付与に伴う水道料金系システム改修業務委託
- 2 担当所属名
上下水道局 総務部 お客さまサービス推進室
- 3 契約締結日
令和7年11月1日
- 4 履行期間
令和7年11月1日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8
日本電気株式会社 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
5,179,900円
- 7 契約内容
本件は、水道料金系システム（以下「minamo」という。）から出力される納入通知書への有効期限の付与及び滞納整理システム等からminamoに送信されるデータの管理テーブルへの取込みのため、システム改修を行うものである。
- 8 随意契約の理由
minamoは、お客さま情報、調定、請求、収納等を管理する料金系の基幹システムであり、水道検針システムや窓口収入台帳システム等、他の様々なシステムと連携している。
そのため、minamoの構造、設定等について詳細に把握していない者が本件業務を実施すると、minamoや連携する他システムに障害を発生させ、局内業務のみならず、市民生活にも多大なる影響を及ぼす恐れがある。
このことから、システムの機能を損なわずに契約の目的を達成できるのは、minamoの開発・保守管理を行っている日本電気株式会社に特定されるため、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
構内電話交換設備保守管理委託（鳥羽水環境保全センター）
- 2 担当所属名
上下水道局技術監理室監理課
- 3 契約締結日
令和8年1月14日
- 4 履行期間
令和8年2月1日から令和13年4月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
ソフトバンク株式会社
- 6 契約金額（税込み）
9,009,000円
- 7 契約内容
鳥羽水環境保全センターに設置されている構内電話交換設備の機能維持のため、定期保守点検を行うもの。
- 8 随意契約の理由
鳥羽水環境保全センター（以下「鳥羽C」という。）独自の電話連絡網について、監理課で所管する当局の電話連絡網への統合を行うため、「鳥羽水環境保全センター モバイル電波対策」及び「鳥羽水環境保全センター 電話交換機更新委託」において、電話設備の更新、設置、設定変更、携帯電話の電波網の整備等を行っている。
本業務は、上記委託後、当該電話設備について保守・管理を行うものである。鳥羽Cの電話設備の保守管理業務については、接続する既存の電話設備等の保守管理業務（京都市上下水道局構内電話設備更新委託等業務）の契約相手でなければ、故障時の原因の特定等が困難になり、責任区分が不明確になるなど、契約の目的を達成できない。
以上の理由により、本業務は、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記随意契約採用理由欄に記載のとおり、接続する既存の電話設備等の保守管理業務の契約相手であるソフトバンク株式会社を選定する。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
配水管布設工事（京都市伏見区淀大下津町～淀水垂町 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日
令和7年10月27日
- 4 履行期間
令和7年10月28日から令和8年3月13日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区西ノ京小倉町135番地
吉村建設工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,600,000円
- 7 契約内容
建設局道路建設部道路建設課にて施工中の「宮前橋整備（その15）工事」（以下「宮前橋工事」という。）にあわせて将来に亘る安定的な給水に供するため、配水管を布設するものである。
- 8 随意契約の理由
本工事の工程は、宮前橋工事の道路舗装工事にあわせて配水管を布設するものであるが、当該箇所は河川区域内であるため、施工時期が限定的であり、綿密な工程調整が必要不可欠である。また、配水管布設工事の進捗が遅れると、宮前橋工事の進捗に多大な影響を及ぼし、近隣住民への負担も増加することとなるため、本工事は早期の完了を求められている。本工事を宮前橋工事の受注者が施工することにより、着手前の地元折衝、他企業との工程調整に要する時間が短縮できるため、大幅な工期短縮が可能となる。また、同一業者で同一時期に一体的な施工を行うことで、工事の輻輳を回避でき、安全な施工が確保できる。さらに、工事間での路面復旧費の削減も可能となり、有利な価格で契約することができる。
以上のことから、工期短縮、安全円滑な施工、経費削減の効果が明らかであり、随意契約を採用する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由

上記8の理由のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
配水管布設替（その４）工事（京都市山科区国道１号、音羽前田町～小山中ノ川町他 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日
令和７年１１月１１日
- 4 履行期間
令和７年１１月１２日から令和８年１２月２５日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区上鳥羽尻切町４番地
明清建設工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
１５１,８００,０００円
- 7 契約内容
近畿地方整備局京都国道事務所にて施工中の「国道１号山科音羽北地区電線共同溝工事」に際して、経年により老朽化している配水管の布設替えを行うものである。
- 8 随意契約の理由
本工事では、電線共同溝柵設置位置のスペースを確保しながら、配水管を布設替えしなければならないため、緻密な布設位置調整及び電線共同溝工事との綿密な工程調整が必要不可欠である。また、支障となる配水管の布設替えが完了しなければ、電線共同溝工事の進捗に多大な影響を及ぼすことになるため、大幅に工期を短縮する必要がある。
そのため、本工事を「国道１号山科音羽北地区電線共同溝工事」の受注者が一体的に施工することにより、綿密な工事間調整が可能となり、工期の短縮が図れるとともに、施工責任の明確化が可能となり、保全管理や品質の確保が図れることから随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第 号
 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第６号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記８の理由のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
配水管布設替（その４）工事（京都市中京区後院通、千本三条～四条大宮 地内）
- 2 担当所属名
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日
令和８年２月１２日
- 4 履行期間
令和８年２月１３日から令和９年８月３１日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市伏見区竹田西内畑町１２４番地
株式会社大前建設
- 6 契約金額（税込み）
８７，５６０，０００円
- 7 契約内容
本工事は、京都市建設局道路環境整備課にて施行中の後院通電線共同溝及び道路改良工事（４工区）の進捗状況に併せて、支障となる配水管の布設替えを行うものである。
- 8 随意契約の理由
電線共同溝工事には、道路改良工事も含まれ、最終の計画地盤高は現況地盤とは異なること、平面的にも狭い限られたスペースの中に、各企業の埋設管を支障とならないように布設する必要があることから、綿密な施工計画のうえ一体的に施工をしなければ本工事の施工は困難である。
また、工事期間中は、広範囲にわたり占用帯を設けることや仮舗装の状態で長期間維持管理をする必要があることから、安全管理上において、責任の所在を明確にする必要がある。
以上のことから、本工事を電線共同溝工事の受注者が施工することにより、一体的な施工管理を行うことができ、施工責任の所在を明確化することができる。また、大幅な工期短縮が可能となるとともに、経費の削減も図れることから随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第 号
 地方公営企業法施行令第２１条の１第３項第６号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記８の理由のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
配水管撤去工事
- 2 担当所属名
上下水道局水道部水道管路課
- 3 契約締結日
令和7年11月20日
- 4 履行期間
令和7年11月21日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市山科区西野山桜ノ馬場町7番2
株式会社高原組
- 6 契約金額（税込み）
3,828,000円
- 7 契約内容
本工事は、京都市建設局土木管理部北部みどり土木事務所にて施工中の「歩道整備（上賀茂経124号線他）工事」に支障となる配水管の撤去を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本工事は支障となる配水管を撤去するものであるが、施工場所は道路幅が狭く、非常に限られたスペースの中で、隣接する構造物や付随する設備への影響を考慮しながら配水管を撤去する必要がある。このためには、歩道工事と一体的に施工し、綿密に撤去範囲を調整することが必要不可欠である。また、本工事は歩道工事の範囲内で実施するものであり、歩道工事の施工業者に本工事を発注することで、工事間での調整により土工及び路面復旧費の削減が可能となり、有利な価格で契約することができる。さらに、本工事は京都市建設局北部土木みどり事務所より早期の完成を求められており、地元折衝、施工調整に要する時間を短縮することで、歩道工事の進捗に影響を及ぼさないようにするとともに、近隣の住民の負担を軽減することが可能である。
以上のことから本工事を歩道工事の受注者が一体的に施工することにより、工事間調整が可能となり、工期の大幅な短縮が可能となるとともに経費の削減にもつながることから随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号

- 10 契約の相手方の選定理由
上記8の理由のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
緊急 松ヶ崎浄水場 3・4号ちんでん池排泥管改修工事
- 2 担当所属名
上下水道局水道部施設課
- 3 契約締結日
令和7年12月16日
- 4 履行期間
令和7年12月11日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区室町通錦小路上ル山伏山町550-1
大林・ケイコン・協栄特定建設工事共同企業体
- 6 契約金額（税込み）
36,300,000円
- 7 契約内容
本工事は、松ヶ崎浄水場 粉末活性炭接触池築造工事施工中に、推進工の到達立坑で排泥管から老朽化による漏水が発生したため、排泥管の改修を行うものである。
- 8 随意契約の理由
現在履行している松ヶ崎浄水場 粉末活性炭接触池築造工事の施工中に発生し、また当初予期していなかった事情の変化により追加工事が必要となったため、当該工事の受注者に施工させることで、経費節減、工期短縮、安全円滑な施工が可能なことから随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
緊急 疏水分線扇ダム放水路北側用地集水管布設工事
- 2 担当所属名
上下水道局水道部施設課
- 3 契約締結日
令和8年2月2日
- 4 履行期間
令和8年1月29日から令和8年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区静海市原町531番地の19
株式会社岡村建設
- 6 契約金額（税込み）
4,994,000円
- 7 契約内容
本工事は、疏水分線扇ダム放水路護岸からの漏水に対し、集水管の布設工事を行うものである。
- 8 随意契約の理由
疏水分線扇ダム放水路護岸からの漏水は、護岸の変状、崩壊の原因となるとともに、隣接する民間施設への液化、市民生活への安全確保に支障をきたす恐れがあることから緊急に対応する必要があるため、令和7年度緊急工事業者登録のBブロック12・1月担当業者と随意契約を結ぶものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
令和7年11月13日	人孔上部整備(3-3)工事(京都市下京区大政所町他)	4,455,000	上下水道局下水道部管理課	光工業株式会社	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
令和7年11月21日	人孔上部整備(2-3)工事	6,380,000	上下水道局下水道部管理課	公成・日新特定建設工事共同企業体	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
令和7年12月04日	人孔上部整備(2-4)工事	6,380,000	上下水道局下水道部管理課	株式会社タキ・コーポレーション	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
令和7年12月11日	維持管理履歴システム機能改修委託	28,946,500	上下水道局下水道部管理課	株式会社京信システムサービス	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
令和7年12月22日	緊急 公共下水道整備(2-2)工事	9,680,000	上下水道局下水道部管理課	株式会社吉川組	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号
令和7年12月25日	中大口径管における点検調査技術に関する調査研究委託(その2)	26,118,010	上下水道局下水道部計画課	公共財団法人日本下水道新技術機構	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
令和8年01月06日	伏見排水区横大路系統横大路(その14)公共下水道工事	17,600,000	上下水道局下水道部設計課	ケイコン・吉川特定建設工事共同企業体	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
令和8年02月04日	吉祥院 自家発電設備用減圧水槽更新工事(京都市南区吉祥院東浦町1番地)	14,740,000	上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター吉祥院支所	ダイハツインフィニアース株式会社 環境エネルギーセンター	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第8号
令和8年03月16日	後院通第4工区公共下水道管布設替工事	94,600,000	上下水道局下水道部管理課	株式会社大前建設	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人孔上部整備（3－3）工事（京都市下京区大政所町他）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部管理課
- 3 契約締結日
令和7年11月13日
- 4 履行期間
令和7年11月14日から令和8年3月13日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市伏見区竹田中島町5番地
光工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
4,455,000円
- 7 契約内容
本工事は、京都市建設局南部土木みどり事務所が施工する舗装道補修工事（烏丸通）に際し、既設人孔鉄蓋が支障となるため、当該人孔鉄蓋の高さ調整及び現在設置されている老朽化した旧型の鉄蓋を現行の鉄蓋へ交換するものである。
- 8 随意契約の理由
建設局南部土木みどり事務所が施工する（総合評価）舗装道補修工事（烏丸通）に際し、既設人孔鉄蓋の高さ調整を行うものである。
本件工事は、舗装道補修工事（烏丸通）区域内で実施するものであり、同工事の施工業者に本件工事を発注し、一体的に施工することで、施工責任の一元化を図るとともに、工程調整に要する時間の短縮、必要な経費の軽減等を行うことが可能になる。
これらを総合的に判断し、当該復旧工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人孔上部整備（2－3）工事
- 2 担当所属名
上下水道局 下水道部 管理課
- 3 契約締結日
令和7年11月21日
- 4 履行期間
令和7年11月22日から令和8年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区五条通西洞院西入小柳町518番地
公成・日新特定建設工事共同企業体
- 6 契約金額（税込み）
6,380,000円
- 7 契約内容
本件工事は、京都市建設局道路建設部道路環境整備課が施工する（総合評価）後院通道路改良工事（2工区）に際し、既設人孔鉄蓋が支障となるため当該人孔鉄蓋の交換及び高さ調整等を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、道路改良工事区域内で実施するものであり、同工事の施工業者に本件工事を発注し、一体的に施工することで施工責任の一元化を図るとともに、工程調整に要する時間の短縮、土工等に係る費用や交通の安全管理に必要な経費の軽減等を行うことが可能となる。
これらを総合的に判断し、当該工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
人孔上部整備（2－4）工事
- 2 担当所属名
上下水道局 下水道部 管理課
- 3 契約締結日
令和7年12月4日
- 4 履行期間
令和7年12月5日から令和8年3月13日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区吉祥院嶋野間詰町27-1F
株式会社タケキ・コーポレーション
- 6 契約金額（税込み）
6,380,000円
- 7 契約内容
本件工事は、京都市建設局土木管理部西部土木みどり事務所が施工する舗装道補修工事（嵯峨経205号線）に際し、既設人孔鉄蓋が支障となるため当該人孔鉄蓋の交換及び高さ調整等を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、舗装道補修工事区域内で実施するものであり、同工事の施工業者に本件工事を発注し、一体的に施工することで施工責任の一元化を図るとともに、工程調整に要する時間の短縮、土工等に係る費用や交通の安全管理に必要な経費の軽減等を行うことが可能となる。
これらを総合的に判断し、当該工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
維持管理履歴システム機能改修委託
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部管理課
- 3 契約締結日
令和7年12月21日
- 4 履行期間
令和7年12月22日から令和9年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市南区東九条烏丸町5番地2
株式会社京信システムサービス
- 6 契約金額（税込み）
28,946,500円
- 7 契約内容
本業務は、現在、京都市上下水道局が運用している維持管理履歴システムにおける、取付管等工事積算システムの統合と清掃機能を改修するものである。
- 8 随意契約の理由
本システムは、管路施設の維持管理情報の記録や取付管等工事受付の記録、取付管等の工事の積算を支援するもので、サブシステムを含めて多様な機能を持つ下水道部の基幹システムであり、当該開発業者が独自に開発したものである。改修作業を行うためには詳細なシステム構成を熟知していなければならないため、専門的な知識及び技術を有する本システムの開発業者と随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
緊急 公共下水道整備（２－２）工事
- 2 担当所属名
上下水道局 下水道部 管理課
- 3 契約締結日
令和７年１２月２２日
- 4 履行期間
令和７年１２月１７日から令和８年２月２７日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市右京区嵯峨釈迦堂門前南中院町１６番地
株式会社吉川組
- 6 契約金額（税込み）
９,６８０,０００円
- 7 契約内容
本件工事は、当局が管理する水路の壁が倒壊の恐れがあるため、補修を行うものである。
- 8 随意契約の理由
右京区鳴滝泉殿町の当該箇所土地所有者から水路の壁が倒壊の恐れがあり、対策をお願いするとの通報があった。対象となる水路は法定外水路（鳴滝水００３１号）であり、当局管理か民間の宅地擁壁かの確認のため、水路の財産管理部署である西部土木みどり事務所に連絡し、確認を行った結果、１１月２８日（金）に当局管理の水路構造物であると判明した。１２月１日（月）に現地調査をした結果、水路の北側の壁が倒れかけている状態である。
水路の北側の壁が倒壊すると、通報のあった土地所有者家屋の崩壊及び南側の駐車場に水路の水が流れ込む恐れがあり、即時対応しなければ、市民生活に多大な支障をあたえるため、北側水路の壁について緊急に修繕する必要がある。
上記の理由から、緊急対応が必要であることから、緊急工事業者名簿のＡブロック１２月の担当者である株式会社 吉川組を選定した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第１１条第１項第 号
 地方公営企業法施行令第２１条の１３第１項第５号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記８のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
中大口径管における点検調査技術に関する調査研究委託（その2）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部計画課
- 3 契約締結日
令和7年12月25日
- 4 履行期間
令和7年12月25日から令和9年2月26日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都新宿区水道町3番地1号
公共財団法人 日本下水道新技術機構
- 6 契約金額（税込み）
26,118,010円
- 7 契約内容
本業務は、点検・調査等が困難な中大口径の下水道管きょ内の情報を可視化することを目的として、「浮流式カメラ」を用いた調査技術の研究・開発を行うものである。
- 8 随意契約の理由
これまでの研究開発の過程や、他社が有しない専門的な知識と技術が必要になるため随意契約するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
伏見排水区横大路系統横大路（その14）工事
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部設計課
- 3 契約締結日
令和8年1月6日
- 4 履行期間
令和8年1月7日から令和8年6月5日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市伏見区淀本町225
ケイコン・吉川特定建設工事共同企業体
- 6 契約金額（税込み）
17,600,000円
- 7 契約内容
本工事は、京都市建設局南部区画整理事務所発注の「伏見区西部第五地区 区画道路12号線他築造工事」に合わせて、当該道路に下水道管を新設するものである。
- 8 随意契約の理由
区画整理工事は、当該道路の両端部（官民境界付近）における側溝築造及び道路中心部における大型のボックスカルバート布設を含んでいる。新設下水道管は、側溝とボックスカルバートの間に、ボックスカルバートを挟むような形で2路線布設する必要があり、狭い範囲に構造物が輻輳する状況となっている。このような近接施工下で所定の布設位置に構造物をおさめるために、はじめに最も深く布設するボックスカルバート、続けて次に深い下水道管、最後に最も浅い側溝という順で施工することになり、細かな工程調整が必要となっている。また、本工事で新設する下水道管の大部分は、ボックスカルバート布設用の掘削断面内に入り、合わせて施工することにより、経費の縮減が可能となる。
以上から、本工事を区画整理工事の請負者が実施することが、掘削断面や工事経費の一体化による工事費縮減、工事着手前の地元調整の一元化や工程調整の省略による工期短縮が可能となる著しく有利な状況と判断し、随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号

- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
吉祥院 自家発電設備用減圧水槽更新工事（京都市南区吉祥院東浦町1番地）
- 2 担当所属名
上下水道局下水道部鳥羽水環境保全センター吉祥院支所
- 3 契約締結日
令和8年2月4日
- 4 履行期間
令和8年2月5日から令和8年3月13日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市淀川区西中島2-12-11
ダイハツインフィニアース株式会社 環境エネルギーセンター
- 6 契約金額（税込み）
14,740,000円
- 7 契約内容
本工事は、高圧自家発電設備用ディーゼルエンジンのNo.2 減圧水槽の老朽化が著しく、運転に支障を来しているため、更新を行うものである。
- 8 随意契約の理由
吉祥院 自家発電設備用減圧水槽更新工事について、令和7年12月1日に公告を行い一般競争入札に付したところ、有効な入札が無かったため不成立となった。そのため、令和8年1月13日に同一条件で再度公告を行い一般競争入札に付したが、再び有効な入札が無く不成立となった。
以上により、再度の入札に付し落札者がいないことから、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第8号
- 10 契約の相手方の選定理由
再度の入札に参加した者は、無効の入札を行ったダイハツインフィニアース株式会社（登録種目：水道施設・機械設備工事）1者のみである。当該業者は書類不備により無効となったが、入札の条件と同一条件で契約可能であり、新たに書類の提出を求めることにより、要件を満たしていることを確認できることから、随意契約の相手方に選定する。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
後院通第4工区公共下水道管布設替工事
- 2 担当所属名
上下水道局 下水道部 管理課
- 3 契約締結日
令和8年3月16日
- 4 履行期間
令和8年3月17日から令和9年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市伏見区竹田西内畑町124番地
株式会社大前建設
- 6 契約金額（税込み）
94,600,000円
- 7 契約内容
本件工事は、標記地内において建設局道路建設部道路環境整備課が無電柱化事業及び電線共同溝新設事業として実施する（総合評価）後院通電線共同溝及び道路改良工事(4工区)に際し、既設の公共下水道管が支障となるため、既設管を撤去し、新たに公共下水道管の布設を行うものである。
- 8 随意契約の理由
本件工事は、電線共同溝及び道路改良工事区域内で施工するものであり、当該工事の施工業者に本件工事を発注し、一体的に施工することで施工責任の一元化を図るとともに、地元調整や工程調整に要する時間の短縮、土工等に係る費用や交通の安全管理に必要な経費の軽減等を行うことが可能となる。
これらを総合的に判断し、当該工事施工中の者と契約することが著しく有利となるため随意契約を採用するものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公営企業法施行令第21条の13第1項第6号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

京都市上下水道局契約の過程等の公表に関する要綱

制定 令和5年3月27日

改正 令和6年3月19日

改正 令和6年4月1日

改正 令和7年6月9日

目次

- 第1章 総則（第1条～第2条）
- 第2章 発注見通しの公表（第3条～第5条）
- 第3章 競争入札有資格者名簿及び指名の基準の公表（第6条～第7条）
- 第4章 競争入札の前の公表（第8条～第13条）
- 第5章 競争入札の後の公表（第14条～第15条）
- 第6章 競争入札による契約の締結の後の公表（第16条～第17条）
- 第7章 随意契約の公表（第18条～第21条）
- 第8章 その他の公表（第22条～第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、京都市上下水道局（以下「局」という。）が発注する契約の透明性の向上を図るため、発注の見通し、契約の過程及び契約の締結の結果の公表について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 建設業法第2条第1項に定める建設工事及び工事に類する業務委託をいう。
- (2) 測量、設計等 工事の設計若しくは監理、又は測量、地質調査その他の工事に関する調査、企画等をいう。
- (3) 物品等の調達 物品の購入、売払い、修繕若しくは賃借、製造の請負、印刷、役務の提供（委託（測量、設計等及び地方自治法第244条の2第3項の規定による公の施設の指定管理者への委託を除く。）を含む。）又は著作物の使用許諾等をいう。
- (4) 予定価格 予定価格 一般競争入札及び指名競争入札にあつては、契約予定金額の制限の範囲を示す価格を、随意契約にあつては、契約予定金額の基準を示す価格をいう。

第2章 発注見通しの公表

（発注見通しの公表の対象）

第3条 発注見通しの公表の対象は、次の各号に掲げる発注の種類に応じ、当該各号に定める契約（契約の締結を秘密にする必要があるため随意契約を締結しようとする場合を除く。第19条において同じ。）とする。

- (1) 工事 予定価格が250万円を超えるもの
- (2) 測量、設計等 予定価格が250万円を超えるもの

- (3) 物品等の調達 予定価格が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額を定める件において「物品等の調達」の区分の基準額として告示された額以上のもの

(発注見通しの公表の内容等)

第4条 発注見通しの公表の内容は、次の表の左欄に掲げる発注の種類に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる事項とする。

工事	工事名、場所、期間、種別、概要及び概算額区分
	競争入札及び契約の方法
	競争入札を行う時期（随意契約を行う場合にあつては、契約を締結する時期）（第1四半期、第2四半期、第3四半期及び第4四半期の別を公表する。）
	共同企業体による施工とする可能性の有無
	所管課
測量、設計等	業務名、履行場所、期間、種別、概要及び概算額区分
	競争入札及び契約の方法
	競争入札を行う時期（随意契約を行う場合にあつては、契約を締結する時期）（第1四半期、第2四半期、第3四半期及び第4四半期の別を公表する。）
	所管課
	所管課
物品等の調達	件名又は委託の名称
	競争入札及び契約の方法
	競争入札を行う時期（随意契約を行う場合にあつては、契約を締結する時期）（第1四半期、第2四半期、第3四半期及び第4四半期の別を公表する。）
	所管課
	所管課

- 2 発注見通しの公表時期は、毎年度、4月中旬までとする。
- 3 発注見通しの公表の方法は、上下水道局総務部契約会計課（以下「契約会計課」という。）のウェブページ又は契約会計課執務室内において閲覧に供することによるものとする。
- 4 発注見通しの公表の期間は、公表した日の属する年度の末日までとする。

(発注見通しの見直し)

第5条 工事及び測量、設計等にあつては、毎年度3回、7月、10月、1月を目途として、物品等の調達にあつては、毎年度1回、10月を目途として、公表した発注見通しに関する事項を見直したうえで、修正及び追加を行うこととするほか、補正予算成立等により追加すべきものがあれば、随時公表することができ、また、契約を締結済みのものについては随時公表をやめることができることとする。これらの場合、第3条並びに前条第1項、第3項及び第4項の規定は、修正及び追加の場合に準用する。

第3章 競争入札有資格者名簿及び指名の基準の公表

(競争入札有資格者名簿)

第6条 京都市上下水道局契約規程（以下「規程」という。）第6条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿及び規程第20条の3第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載する者について、それぞれ次に掲げる事項を公表する。

- (1) 商号又は名称（以下「商号等」という。）

- (2) 所在地又は住所
- (3) 電話番号
- (4) 代表者又は受任者の職名及び氏名
- (5) 種目

2 名簿は、その作成後、契約会計課のウェブページ又は契約会計課執務室内において閲覧に供するものとする。

3 名簿の公表の期間は、次の名簿が作成され、その公表が開始されるまでとする。
(指名の基準)

第7条 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準は、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）において定め、要綱を契約会計課執務室内又は契約会計課のウェブページにおいて閲覧に供するものとする。これを変更したときも、同様とする。

第4章 競争入札の前の公表

(競争入札の執行の予定)

第8条 契約会計課において競争入札を執行しようとするときは、入札の執行の前に次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 競争入札の日時又は期間及び件名（工事にあつては、工事名及び場所。測量、設計等にあつては、業務名及び履行場所（対象）。）
- (2) 工事（予定価格が200,000千円以下のもの及びPFI事業者の選定に係る入札を行うもので、当該入札の対象に工事以外の業務が含まれるものその他の予定価格を事前に公表しなければ入札額を算定することが困難であると認められるものに限る。）、測量、設計等に係る競争入札の予定価格
- (3) 物品等の調達に係る競争入札（電子入札システムによらない一般競争入札及び公募型指名競争入札を除く。）の予定価格
- (4) 工事及び測量・設計等に係る一般競争入札（事後確認型一般競争入札を除く。）又は公募型指名競争入札を行おうとする場合の当該競争入札に参加しようとした者の商号等並びにこれらの者のうち当該競争入札に参加させなかった者の商号等及びその者を参加させなかった理由
- (5) 工事及び測量、設計等に係る意向反映型指名競争入札及び通常型指名競争入札を行おうとする場合の指名した者の商号等及びその者を指名した理由
- (6) 物品等の調達に係る、公募型指名競争入札（電子入札システムによらないで行うものに限る。）及び通常型指名競争入札を行おうとする場合の入札者の商号等
- (7) 役務業務（建物（建物に付属する設備を含む。）の保守若しくは管理、建物、管理用地その他の施設の清掃、樹木の維持管理若しくは除草又は警備業法第2条第1項に規定する警備業務（同条第5項に規定する機械警備業務を除く。）に限る。）の一般競争入札又は参加希望型指名競争入札を行おうとするときの最低制限価格
- (8) 一般競争入札又は公募型指名競争入札を行おうとする場合の特定競争入札参加資格

2 前項の規定にかかわらず、競争入札の執行の前の公表により、競争性を阻害するおそれがあると認められるとき、競争入札の手續に支障をきたすおそれがあると認められるときその他京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）が必要と認めると

きは、前項の規定により公表することとした事項の全部又は一部を、入札の執行の前に公表しないものとする。

(予定価格の通知等)

第9条 予定価格等を入札の執行の前に公表しようとするときは、次の各号に掲げる競争入札の種類に応じ、当該各号に掲げる通知又は公告に予定価格を記載するものとする。

- (1) 一般競争入札（事後確認型一般競争入札及び総合評価一般競争入札を除く。） 要綱第14条第2項に規定する特定競争入札参加資格の確認の結果の通知
- (2) 一般競争入札（事後確認型一般競争入札及び総合評価一般競争入札に限る。） 要綱第12条第2項の規定による公告
- (3) 通常型指名競争入札 要綱第20条第2項に規定する指名の通知
- (4) 意向反映型指名競争入札 要綱第22条の2第7項に規定する指名の通知
- (5) 公募型指名競争入札 要綱第22条の6第1項に規定する特定競争入札参加資格の確認の結果の通知（電子入札システムによる物品等の調達に係る公募型指名競争入札にあつては、要綱第22条の4において準用する要綱第12条第2項の規定による公告）
- (6) 参加希望型指名競争入札 要綱第22条の4において準用する要綱第12条第2項の規定による公告

(入札執行予定表等による公表)

第10条 競争入札の執行の前の公表は、前条の規定により予定価格を特定競争入札参加資格の確認の結果の通知、指名の通知又は公告に記載して公表するほか、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定める書類を契約会計課執務室内又は契約会計課のウェブページにおいて閲覧に供することにより公表するものとする。

- (1) 第8条第1項第1号から第6号までに規定する事項 当該事項を記載した予定表（以下「入札執行予定表」という。）
- (2) 第8条第1項第7号及び第8号に規定する事項競争入札の公告

2 入札執行予定表において、次の各号に掲げる欄に記載する金額は、当該各号に定める金額とする（第14条に規定する入札執行結果表において同じ。）。

- (1) 予定価格欄 規程第14条第1項本文（規程第26条において準用する場合を含む。）の規定により定めた予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額
- (2) 最低制限価格欄 最低制限価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額
- (3) 低入札価格調査基準価格欄 調査基準価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額

(予定価格等を入札の執行の前に公表する場合の契約の申込みの誘引)

第11条 競争入札の公告その他の契約の申込みの誘引においては、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

- (1) 予定価格及び入札者数等について、入札の執行の前に公表するか否か（入札の前に入札者が1者となったときは予定価格の事前公表を行わない旨の規定その他の入札者数を容易に推測できる手続を定めた場合は、入札者数等について入札の執行の前に公表するものとみなす。以下同じ。）
- (2) 予定価格及び入札者数等を入札の執行の前に公表することとしていた一般競争入札について、当該競争入札に参加する資格を有する者が1者になったときは、入札手続を取

り消す旨

- (3) 入札者数等を入札の執行の前に公表することとしていた指名競争入札について、入札者が1者になったときは、当該競争入札は不成立となる旨

(予定価格等の公表の期間)

第12条 第10条第1項の規定による公表の期間は、公表した日の翌日から起算して1年を経過する日の属する年度の末日までとする。

(設計図書に関する質問及び回答)

第13条 工事(予定価格が100,000千円を超えるものに限る。)の競争入札においては、設計図書に関する質問(質問がない場合はその旨)及び回答の内容を契約会計課のウェブページにおいて閲覧に供するものとする。

- 2 前項の規定による公表の期間は、入札日の初日の5開庁日前から開札日の前日までとする。

第5章 競争入札の後の公表

(競争入札後の公表)

第14条 契約会計課において競争入札を執行したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した結果表(以下「入札執行結果表」という。)を契約会計課執務室内又は契約会計課のウェブページにおいて閲覧に供するものとする。

- (1) 開札日又は落札者を決定した日及び件名(工事にあつては、工事名及び場所。測量・設計等にあつては、業務名及び履行場所(対象)。)
- (2) 予定価格及び最低制限価格又は低入札調査基準価格及び失格基準価格
- (3) ランダム係数
- (4) 入札者の商号等、入札金額及び入札結果
- (5) 総合評価方式による競争入札を行った場合にあつては、次に掲げる事項

ア 技術提案書の評価

イ 落札者決定基準

- 2 前項の規定にかかわらず、競争入札を執行したものの契約に至らない場合であつて、適正な入札の執行に支障があるときは、前項各号のいずれかの事項について閲覧に供しないことがある。

- 3 競争入札において、有効な参加資格申請がない場合その他開札前に入札が成立しないことが明らかになった場合は、公告時に定めた開札予定日時より前に、その結果を公表することがある。この場合においては、第1項の規定を準用する。

(入札執行結果表等の公表の期間)

第15条 前条の規定による公表の期間については、第12条の規定を準用する。

第6章 競争入札による契約の締結の後の公表

(競争入札による契約の締結後の公表)

第16条 契約会計課が執行する競争入札により工事の契約を締結したときは、予定価格の算定に用いた積算価格の内訳を、速やかに、契約会計課執務室内又は契約会計課のウェブページにおいて閲覧に供するものとする。

(契約の締結の後に公表する期間)

第17条 前条の規定により閲覧に供する期間については、第12条の規定を準用する。

第7章 随意契約の公表

(随意契約に係る予定価格の公表)

第18条 随意契約を締結しようとする場合において、次に掲げる場合は、当該契約を締結する前に予定価格（契約予定金額の基準として予算上限額、契約締結希望金額その他の予定価格以外の名称により契約の相手方の候補者に示す価格及び価格交渉の際に契約の相手方の候補者の譲歩を促すために提示する価格を含む。以下この条及び次条において同じ。）を公表することができるものとする。

- (1) プロポーザル方式、コンペ方式その他の複数の契約の相手方の候補者のうちから契約の相手方を選定しようとする場合において、予定価格の範囲内で履行可能な内容、方法又は期間その他の契約の条件を提示させ（提示する条件による契約の履行に必要な見積価格を提示させる場合を含む。）、最も有利な条件を提示した者と契約を締結しようとするとき。
- (2) 複数の契約の相手方の候補者に対して、リバースオークションその他のせり下げ方式による価格交渉を行い、最も低い価格を提示した者と契約を締結しようとするとき。
- (3) 競争的交渉方式（複数の契約の相手方の候補者との間で、価格、履行の内容その他の契約の条件について交渉を行って契約の条件を決定する契約の締結方法をいう。）により契約を締結しようとする場合において、契約金額に関係する内容の交渉のため、契約の相手方の候補者に対し、局が予定価格の積算根拠、予定価格に対応する履行内容の設定の理由その他の予定価格に関する内容を提示する必要があるとき。
- (4) 契約の相手方の候補者と契約金額について交渉しようとする場合において、当該候補者の譲歩を促すために予定価格を提示する必要があるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか予定価格を公表することが局にとって有利であると判断できるときその他管理者が必要と認める場合

(随意契約の予定価格の公表の方法等)

第19条 前条の規定により予定価格を契約の締結の前に公表しようとするときは、公表の時ににおいて契約の相手方の候補者となっている者全員に対して公表しなければならないものとする。

- 2 随意契約の締結の前の予定価格の公表は、契約の相手方の候補者に対して、口頭又は文書（電子メールによるものを含む。）により通知することにより行うものとする。

(随意契約の締結結果の公表)

第20条 地方公営企業法施行令第21条の13第1項の規定により随意契約を締結したとき（物品等の調達にあつては、契約価格が500万円以上のもの、工事及び測量、設計等にあつては、契約価格が250万円を超えるものに限る。）は、おおむね半期ごとに、次に掲げる事項について、契約会計課執務室内又は契約会計課のウェブページにおいて閲覧に供するものとする。

- (1) 契約締結日
- (2) 契約の相手方の商号等及び所在地又は住所
- (3) 件名及び概要（工事にあつては、工事名及び概要）
- (4) 履行の期間又は期限
- (5) 契約金額

- (6) 契約を所管する室又は課
- (7) 随意契約の理由
- (8) 根拠法令及び契約の相手方を選定した理由

(随意契約の結果の公表の期間)

第21条 前条の規定による公表の期間については、第12条の規定を準用する。

第8章 その他の公表

(競争入札及び契約の過程に関する苦情又は再苦情の申出に係る結果の公表)

第22条 競争入札及び契約の過程に関する苦情又は再苦情の申出に係る結果は、京都市上下水道局競争入札及び契約に関する苦情処理要綱に定めるところにより、契約会計課執務室内において閲覧に供するものとする。

2 前項の規定による閲覧の期間については、第12条の規定を準用する。

(競争入札参加停止等の公表)

第23条 要綱第27条第1項の規定により競争入札参加停止の措置を受けた者の商号等並びに参加停止の期間及び理由については、当該措置を行った後、速やかに行財政局管財契約部契約課（以下「契約課」という。）執務室内又は契約課のウェブページにおいて閲覧に供するものとする。

2 京都市上下水道局契約事務暴力団等排除対策要綱第2条第2項の規定により競争入札参加資格の承認を取り消し、名簿から削除した者の商号等については、当該措置を行った後、速やかに契約会計課執務室内又は契約会計課のウェブページにおいて閲覧に供するものとする。

3 第1項の規定による閲覧の期間は、参加停止の期間が満了した日の属する年度の末日までとし、前項の規定による閲覧の期間については、第12条の規定を準用する

(工事成績評定に係る点数の公表)

第24条 工事成績評定に係る点数は、評定後、速やかに契約会計課執務室内において閲覧に供するものとする。

2 前項の規定による閲覧の期間については、第12条の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

(関係要領等の廃止)

2 「公共工事の発注見通しの公表に係る実施基準について」、「京都市上下水道局が発注する公共工事に係る予定価格の事前公表に関する取扱要領」、「京都市上下水道局が発注する委託契約等に係る予定価格の事前公表の試行に関する取扱いについて」、「京都市上下水道局の電気及び機械に係る点検整備並びに浚渫作業委託に関する予定価格の事前公表の試行に関する取扱いについて」、「入札結果等の公表」及び「随意契約の契約結果の公表について」は廃止する。

附 則 (令和6年3月19日決定)

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

附 則 (令和6年4月1日決定)

この要綱は、決定の日から実施する。

附 則（令和7年6月9日決定）

この要綱は、令和7年7月1日から実施する。